

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)
・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神症の疾患を発症した場合
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
[「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」]

イ 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめ防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A ・ 警察などとの連携 など

○ 市教育委員会との連携

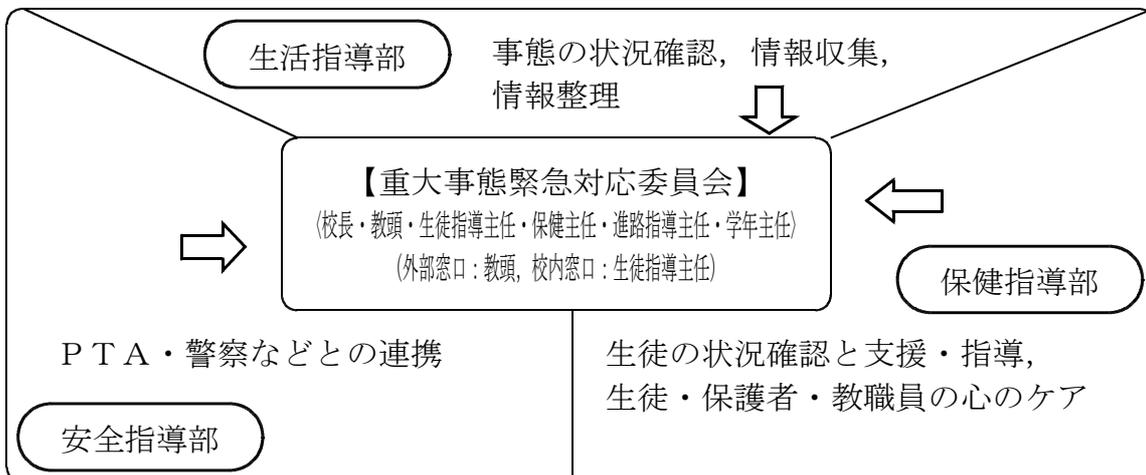
- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何を,どのように(態様)
- ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた生徒等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施 など
- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の生徒及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。